

参考資料2

**「認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー  
設置等実態調査」の結果概要について**



# 長崎市の認知症高齢者グループホーム火災とその後の対応

## 【火災の概況】

- 出火：平成25年2月8日（金）19：40分頃
- 施設：グループホームベルハウス東山手
  - ・入居者数 9名（うち1名短期入居者）
  - ・鉄骨造一部木造4階建
    - 1、2階がグループホーム（以下「GH」という）
    - 3、4階は事務所と住宅の用途
  - ・GH部分の床面積：259.64㎡  
消防法施行令に基づくスプリンクラー設置義務のかかる対象施設(275㎡以上)には非該当
- 死傷者数：
  - ・死者 5名（1名は病院搬送後(3月4日)に死亡）  
内訳（GH利用者4名、一般住宅の居住者1名）
  - ・負傷者 7名  
内訳（GH利用者5名、職員1名、一般住宅の居住者1名）

## （参考）過去のグループホーム火災とその後の対応

- 平成18年1月8日発生（長崎県大村市）  
やすらぎの里さくら館：死者7名、負傷者3名、延床面積：279.1㎡
  - ◇ 275㎡～1,000㎡未満のGH等へのスプリンクラーの設置費用補助（平成21年4月～）  
※ 消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置面積の義務の引き下げ 1,000㎡→275㎡へ（平成19年6月改正 平成21年4月1日施行）
  - ◇ 夜間人員配置基準を強化：宿直不可とし、夜勤の義務づけ（平成18年4月～）
- 平成22年3月13日発生（北海道札幌市）  
グループホームみらいとんでん：死者7名、負傷者2名、延床面積：248.43㎡
  - ◇ スプリンクラーの設置が義務づけられていない275㎡未満のGH等にスプリンクラー設置費用を補助（平成22年9月～）
  - ◇ GHの事業者が避難訓練等を実施するに当たり「地域住民の参加が得られる」ための運営基準の一部改正（平成22年9月～）
  - ◇ 夜間人員配置基準のさらなる強化：ユニットごとに1人の夜勤（2ユニットで1人の夜勤を認めていた例外規定の廃止）（平成24年4月～）

## 今後の対応

※平成25年2月9日付 老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室 事務連絡「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」

## 防火安全体制の徹底

- ・防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保等の点検等の周知徹底
- ・非常災害対策に係る各項目の実施状況等の点検
- ・消火設備の設置状況の点検

## スプリンクラー未設置のグループホームへの積極的な補助制度の活用

- ・介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用を図り、積極的なスプリンクラー設備の設置

# 「認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設置等実態調査」の結果概要について

## 目的等

- 調査目的:スプリンクラー未設置の認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラーを設置しない理由等の把握
- 調査対象及び調査時点:平成25年2月22日時点でスプリンクラーが未設置であって、棟単位で275㎡未満の事業所
- 調査方法:市町村の介護保険主管部局の職員が、事業所へ訪問の上、調査票を記入。同時に、専門的な見地からの助言を行うため、可能な限り、消防本部(消防署)職員が同行して実施。

認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会(消防庁)で公表  
平成25年5月24日  
午前10:00~12:00

## 結果

### スプリンクラーの設置予定

- ・スプリンクラーが未設置の認知症高齢者グループホーム(275㎡未満=設置義務なし)は522事業所。
- ・そのうち「設置予定なし」が245事業所(46.9%)

	事業所数	(A)に対する割合		
調査対象事業所(A)	522	100.0%		
設置予定あり(B)	277	53.1%		
25年度まで(24年度中含む)(C)	130	24.9%	(C)/(B)	46.9%
26年度以降(D)	19	3.6%	(D)/(B)	6.9%
時期未定(E)	128	24.5%	(E)/(B)	46.2%
設置予定なし(F)	245	46.9%		

### スプリンクラーを設置する予定のない理由(複数回答可)

- ・「消防法令上の設置義務がない」が190事業所(77.6%)と一番多く、次いで「設置費用が高額」が114事業所(46.5%)、「設置に伴う工事費用が高額」が69事業所(28.2%)

